

広島市安佐北工場運営協議会要綱

(設 置)

第1条 本市に広島市安佐北工場運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 協議会は、次の事項について協議し、地域の生活環境を保全するとともに、広島市安佐北工場の円滑な運営を図ることを目的とする。

(1) 公害防止協定に関すること。

(2) 広島市安佐北工場の管理及び運営に関する重要な事項。

(組 織)

第3条 協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

(委 員)

第4条 委員は、公害防止協定第9条の規定に基づき地元から推薦された者に市長が依頼する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長は再任することができる。

(会 議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長が必要と認めた場合、委員の他に学識経験者等を協議会の会議に招き、意見・説明等を受けることができる。

(庶 務)

第7条 協議会の庶務は、環境局施設部安佐北工場において処理する。

(委任規定)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかって定める。

附 則

この要綱は、平成2年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。